

○小林委員長 それでは、日程1、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に、新たに送付5-35、行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情と、参考送付、区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情が送付されました。

陳情書の朗読は省略いたします。お手元に陳情書の写しをお配りしましたので、ご確認ください。

一旦休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○小林委員長 委員会を再開いたします。

なお、参考送付された陳情に資料として雑誌等のコピーが添付されていますが、著作権法に抵触するおそれがあるため、委員のみの配付といたしましたので、ご了承願います。

また、本陳情審査に当たり、内容が保健所の所掌事務に及ぶ可能性があるため、所管の西岡文教福祉委員長の了解を得て、生活衛生課長に出席を頂きました。

それでは、この2件は関連する内容のため、一括して審査したいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、そのように行きます。

それでは、皆さん、委員の皆さんからの執行機関に確認したい等事項がございましたら、質疑を受けます。

○永田委員 この火葬場の件は、以前から寡占状態にあって、その中で、外国資本によって、今、経営が変わって、様々使用料が上がっているという状況に対する陳情、それを改善してほしいという陳情だと思っておりますが、23区の区長会でもこの情報はもう既に共有されていると思いますが、23区内の情報共有について情報がありましたら、教えてください。

○市川生活衛生課長 まず、本件の陳情につきましては、昨年の6月に、新宿区の区長宛てに、今回の陳情とほぼ同じ内容の陳情が出されまして、千代田区長にも7月に同じような陳情が区長宛てに出されておりまして、これは、23区の各区に陳情が出されたものでして、それを受けまして、昨年度の10月から特別区長会の下命を受けて、特別区生活衛生課長会でもって、いろいろ陳情の内容について審査をいたしまして、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして、関連する火葬場を運営する、東京博善株式会社が運営します斎場6か所について、運営状況なんかの調査をして、その報告というのをしております。

○永田委員 その後、23区の区長会で何か方針のようなものが出たんでしょうか。

○市川生活衛生課長 それで、調査をした結果につきましては、報告というのをしております、特別区の区長会の総会の際に——あ、すみません、総会ではなくて、令和5年3月1日に民間の火葬場、今回、運営しております東京博善株式会社に対しまして、火葬場の経営管理に関する要請ということで、文書を送付しております。

○永田委員 まだ要請が出ただけで、それに対する回答はないということよろしいんですね。

この問題は、区内にも葬祭業を営める事業者さんがいらっしゃると思いますし、事業者さんだけでなく、区民の皆様が葬儀を行うときに、経費が多く乗ってくるということで、ある意味、区民全員に、あるいは、都民全員に関わってくる問題だと認識していますが、本区として、何か対策というか、方針、本区としての方針がありましたら、教えてください。

○小林委員長 休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時42分再開

○小林委員長 はい。それでは、委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○市川生活衛生課長 まず、特別区長会より、今回の事業者に対しまして、火葬場の経営管理についてということで、文書を手渡しております。その中に書かれている内容といたしましては、火葬場は区民生活にとって必要なものであり、公共的な施設であると。火葬場の経営においては、持続性と非営利性が確保されている必要があり、利用者を尊重した高い倫理性が求められていると。火葬場経営が利益追求の手段となって、利用者が犠牲になるようなことがあってはならないということで、引き続き、公衆衛生上の――公衆衛生、かつ、その他公衆の福祉の見地から、支障なく経営、運営がなされますよう、公衆衛生上の確保のほか、永続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランス等の確保の観点から、引き続き、適正な火葬場の経営管理を行っていただくことを要請しております。

このことについては、実際に、火葬場がある区だけではなくて、23区全体に関わる問題ですので、23区の特別区長会として、そのような要請文を出しております。それを受けまして、事業者側に対しましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして、実際に火葬場がある自治体の保健所が年に1回定期的に立入りをして、公衆衛生上の観点から、要請文に沿った内容でもって運営がなされているかどうかということ进行调查するというところで、調査をしていくということで、現在に至っているところでございます。

○永田委員 都内、広域的な話なので、本区独自に何か方針というのも難しいのかもしれないですけども、本区にも葬祭業を営む事業者さんがいらっしゃるんで、直接、現状を聞き取るような機会は必要だと思いますが、それはもうやっているんでしょうか。

○小林委員長 答えられるの生活衛生課長しかいないんじゃないの。

○市川生活衛生課長 特段、そのようなことは行っておりません。

○永田委員 まあ、所管もあるわけですよ。そこら辺は、ちょっと、今後、課題として伝えていただければ。

○小林委員長 はい。永田委員。

○永田委員 所管が違うということで、ここまでだということは分かりますけども、火葬場は本区にはなくても、葬祭業を営む事業者さんはいらっしゃるんで、今、現状を詳細に把握する必要が本区にあると思いますので、それは、課題の認識を、所管を超えて、共有してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○小林委員長 休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時48分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

今、少し議論を永田委員から頂いて、業者から意見を聞いたかどうかというのもあるんですけど、葬祭業者に対しての、生活衛生課では、数をつかんでもいないのと、どこ等のチャンネルがないということと、こちらで万世会館を使用している指定管理の利用者、利用者についてはいらっしゃいますけど、こちらからそれを聞いていくのかどうかというの、ちょっとこちらでもう一度検討して、調整しないと、その辺はできるかどうか分からないので、少し、永田委員、預らせていただいていた方がいいですか。

○永田委員 はい。

○小林委員長 はい。じゃあ、それで、お願いいたします。

その他ございますか。

○米田委員 今、永田委員がやるやっていただいて、事情はそういうことかなと思っております。ただ、課長、ちょっと確認したいんですけど、この数年間、火葬料、民間事業者ですけど、これ、相当上がっていると聞いています。上がった率というのは掌握されていますか。

○市川生活衛生課長 生活衛生課の所管といたしましては、火葬場を建設するに当たって、その許可を、基準に合った施設を、衛生上の観点から定めた基準に合った施設に対して、審査をして許可を出すということだけでございまして、火葬場料金などについては、基本的には一切関与していないというのが現状でございます。

○米田委員 そうしたら、いわゆる厚労省から通達とか出ていまして、経営とかも、一応、区がしっかり管理していかないといけないというのがあると思うんですけど、そこを管理するのは区のどこになるわけですか。

○小林委員長 休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○小林委員長 はい。委員会を再開します。

ご答弁をお願いします。

○市川生活衛生課長 現状でもって、火葬場の許認可を管理しております保健所におきましては、あくまでも葬祭業において――あ、すみません、失礼しました。火葬場において、適正な運営がなされているかどうかということについて、立入権限に基づいて、年に1回調査をして、動向を把握するということの方針は決まっておりますので、立入調査をした結果、例えば、著しく公共性に欠けるような事態がもしあるというようなことが確認できたら、その内容がどういう内容なのかということに応じた対応というのは、また別途考えていかなければいけないかなとは考えております。

○米田委員 衛生上の管理の観点だと、そういうことだと。

あと、答えられるかどうかなんですけど、火葬場は我々にとって必要なもの、公共的な施設、これはもう認めるところです。厚労省の通達では、経営においては持続性と、さっき言ったように、非営利性が確保されることが必要であると。で、利用者を尊重した高い倫理性が求められ、火葬場経営が利益追求の手段となてはいけなと。利用者が決して犠牲になってはいけなと、こういうふうに通達が来ています、厚労省。で、公共の福祉の見地から、支障なく経営管理されるようにしないととならなと。

こういうことに関して、区民が著しく不利益を得たり、火葬するのに非常に困ったりすることのないように管理していくのは区の立場だと思うんですけど、これ、答えれば、このことに関してはどう思っているかというのをちょっとお答えいただきたいです。

○小林委員長 休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時09分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今までのをちょっとまとめて、整理をしてご答弁を——ご答弁というか、こちらにご報告いただけないでしょうか。

○石綿総務課長 ただいま米田委員のご質問につきまして、生活衛生課長のほうからもるご説明をさせていただきまして、その中で、区長会の下命を受けた生活衛生課長会などの調査の動向等や結果などについてもご報告を差し上げたところでございます。繰り返しのご答弁になってしまうかもしれませんが、今後も、その辺りは、今の仕組みを使いながら、1年に1回程度、モニタリングを重ねていくということで、そこでまた発生している問題、課題などについては、今後、また区長会の中でも議論が重ねられていくところかなというふうに思っております。

私どもは、区長会ということでございますので、区長が出席をしておりますので、総務課長の立場でお答えをさせていただくところでございますけれども、今後につきましても、そういった区長会で議論された内容、動向というのは、現状もそうですが、庁内で関係部署等にも情報提供、情報共有を図っておりますので、そういう機会に應じながら、庁内各部署の関係部署などで検討を重ねていくような内容かなというふうに思っておりますので、引き続き、動向を注視してまいりたいなと思っております。

○小林委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○小林委員長 はい。

それでは、ほかにございますか。

○のざわ委員 この、行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情のところ、一つだけ。

私も、ちょっと、まず、どうやって造るかどうかわからないんですけど、これ、造ることをするには、どういうふうに、千代田区だけで造れるのか、東京都とか国とどういうふうにやったら造れるのかという、一度把握されるとともに、あと、ここに書いてあるんですけど、6に書いてありますが、平成11年から港、品川区云々5区で、臨海斎場を設立しておりますというふうに書いてあるんですけど、コスト的に千代田区がまた新しい区と新しい斎場を造るのか、それか、できるのであったら、この5区の中に入れてもらうのか、それは全く、造るとかを前提に話はしておりませんが、区民の方にとっては、内容がよくて、コストが安いほうがいいので、新しく、もし、万々が一、そういうふうに、造るとか造らないとか、全く言っておりませんが、シミュレーションとして、いろんな区と造る場合、造らない場合、あとは、この5区があるんだとしたら、こちらの港区とかは非常に財政が豊かですので、こういうところと組むのがいいのか。シミュレーションだけしておくというのは、リスクヘッジになるかなと思っております。ご質問とさせていただきます。

以上です。

○小林委員長 はい。それでは、どうしたら造れるのかということと、5区で造っているところに入れるのかということと、それから、ほかに、5区以外で、千代田区が組んで造れるのか、千代田区内で造れるのかというような質問だと思いますけれども、答弁できるところはありますか。

○市川生活衛生課長 まず、幾つかのご質問のうち、順を追って説明をしたいと思うんですけども、まず、千代田区内に現実問題として火葬場を造ることができるかどうかということなんですけれども、現在、千代田区で、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして、千代田区墓地等の構造設備及び管理の基準に関する条例をつくっているんですけども、条例の第10条の中に火葬場の設置場所というのを定めておりまして、そのまま読み上げますと、火葬場の設置場所は住宅等からおおむね250メートル以上離れていなければならないというふうに定めております。ですので、そういったような場所が区内に存在するかどうかというのが、まず一つ、ポイントになると思うんですけども、現実問題として、千代田区内に住宅などが無い未利用の土地というのはありませんので、何らかのそういった立地条件に合う土地所有者のまず承諾が得られない限り、造ることは困難だと考えております。

それから、次に、先ほどありました臨海斎場のことについてなんですけど、このことにつきましては、公益財団法人特別区協議会のホームページに臨海斎場の設立経緯というのが載っております。その中で、臨海斎場は平成6年に品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区の区長が連名で、東京都知事に都営の葬祭場の建設を要望したと。ただ、都が建設の意思がないということが示されたために、平成8年に5区でもって共同調査の実施協議を開始して、平成9年に臨海部広域斎場研究会というものを発足させた上で、平成11年に臨海部広域斎場組合を設立して、平成16年1月15日に供用を開始したということでございます。

この場合、現在、大田区の埋立地にこの斎場ができているわけなんですけれども、ちょうど大田区の埋立地の土地利用をどういうふうにするかというような協議が大田区でなされていたというふうに伺っておりまして、そういった、人が住んでいない広大な土地があったということで、立地条件や何かが一致していたということが重なって、設立ができたものであるというふうには伺っております。

○小林区有施設担当課長 施設の新設ということなので、私のほうからのご答弁させていただきます。

施設、火葬場について議論というのがなかなか今現状行っていないところなので、お答えしづらい点ではあるんですけども、もし万が一にというお話がありましたので、陳情書にあるように、臨海斎場については、単独の区ではなくて、5区合同で一部組合をつくって施設を設置している。あるいは、施設の場所についても、臨海部の東京都が造営した埋立地、周囲1キロ程度、住宅地域から離れているといったことなどを見ても、千代田区単独として、立地などの面からも、火葬場を設置するというのは現実的には困難なのではないかなというふうに考えているところです。

また、他区から合同で火葬場を設置したいなどといった話、打診といったことも、現状、ないんですけども、もし、近隣区等から、火葬場について、共同設置などの話があれば、

それは検討していくことも必要なのかなというふうには考えているところです。

○小林委員長 はい。のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 あります。そうすると……

○小林委員長 はい。のざわ委員。

○のざわ委員 すみません。千代田区には難しいのはよく分かりましたんで、あとは、ないと思いますけども、こんな陳情が——こんなといったら失礼ですけど、こういう陳情を頂きましたので、ほかの区と一緒に造る場合と、先ほど申しあげました臨海斎場に入れてもらうのと、コストがどっちが安いのかなとかというシミュレーションは、今はしなくても、どこかの段階で、そういうことが起きたときには必要なということを思いまして、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○小林委員長 答弁は求めておりません。

ほかにございますか。いいですか。

そもそも、今、火葬場を造ってくれという区民からの要望はないということですよ。まあ、今、この陳情はありますけどね。陳情はあるけど、そのほかに。施設を造るって、そういうことでしょ、要望に対して。

○小林区有施設担当課長 私のところでは、特に区民の方から火葬場が不足しているということで、施設の要望とか、ご意見を頂いているということは、これまでもございません。

○小林委員長 先ほど、永田委員からも、この陳情の中で書かれているということでは、言っていましたけど——あ、米田委員が言っておりましたけど、葬祭、火葬場のコストが高いとか、そういうことも来ていないんですか。来る場所がないんだよね、来る場所が。何かそういう苦情が区に寄せられているということはないんですか。

○小林区有施設担当課長 特段、そういったお声も頂いていないというのが現状でございます。

○小林委員長 この陳情で頂いているということですね。

それでは、今、いろいろ皆様からご意見を頂いております、これは、今、一括で審査しておりますけれども、参考送付陳情のほうは、既設と新設に対する法整備をしてくれ、届出制にしてくれという話ですけど、それについては、議論はまだ頂いておりませんが、何かございますか。一括ですから、いいんですけれども。内容がかなり似ているけど、求めているところは違いますんで。

委員の方からありますか。

それでは、ちょっと今、いろいろ意見があるけど、整理するところがまだかなりあると思います。これについて、それから、うちの庁内でいろいろ情報を頂くところも、まだ若干、あと、外の状況も聞かなくてはいけない部分もあるかと思っておりますけれども、この陳情については、どのような扱いにいたしますか。（「継続で」と呼ぶ者あり）いいですか。

それでは、当陳情の扱いにつきましては、継続ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、継続ということで、お願いいたします。